資料１７５－２

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について

（諮問第3222号）

＜目 次＞

１ 答申書（案） …… １
２ 申請概要 …… １１
３ 審査結果 …… ２８
４ 参考資料 …… ３０

別添

○ 第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
（一般社団法人電気通信事業者協会）

○ 第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）
（一般社団法人電気通信事業者協会）

○ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請書（写）
（一般社団法人電気通信事業者協会、ＮＴＴ東日本株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社）

（案）

情郵審第※※号
令和８年※月※日

総務大臣
　藤井　比早之　殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長　相田　仁

答　申　書

令和８年９月 30 日付け諮問第 3222 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

１　本件、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 109 条第１項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法並びに同法第 110 条第２項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法については、認可することが適当と認められる。

２　なお、提出された意見及び意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以　上

別添

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可
並びに負担金の額及び徴収方法の認可に対する意見募集の結果

■ 意見募集期間：令和８年10月１日（木）～同年10月30日（金）まで

■ 案 件 番 号：145210781

■ 意 見 提 出 数：６件（法人：１件、個人：１件、匿名：４件）　＊意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意 見 提 出 者：以下のとおり（受付順・敬称略）

受付	意見提出者
１	匿名A
２	匿名B
３	一般社団法人ビジネス・アクションクラブ
４	匿名C
５	個人A
６	匿名D

■提出された意見及び意見に対する考え方

意　見	考え方（案）	案の修正
（意見１） 東西 NTT とも、ずっと 過去最高益を出しているはずだ。税金で 過大な補填をする必要など どこにもない。 市民として、NTT への交付金減額 およびユニバーサルサービス料の廃止を求める。 【匿名A】	（意見１に対する考え方） ○　申請概要資料のとおり、第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本の令和７年度における電話に関するユニバーサルサービスの収支はNTT東西合計で約728億円の赤字となっており、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第107条第１号の規定に基づき、当該赤字の一部に充てるための交付金を交付することは適当であると考えます。	無
（意見２） 21世紀を迎え、通信技術は劇的に進化しています。現在ではスターリンクをはじめとする低軌道衛星通信が普及し、スマートフォンから直接衛星と通信できる時代が到来しています。 このような技術革新がある中、山間部や離島などの過疎地域に対して、莫大な人件費、交通費、労働時間をかけてNTTの有線インフラや基地局（アンテナ）を維持・工事し続けることは、費用対効果の観点から極めて不合理であり、本来であれば代替技術の活用によってこれらのコストは「無」にできるはずです。 それにもかかわらず、工事等の工賃や維持費を「必要経費」という巧妙な言葉のトリックで国民に背負わせ、その原資で維持されたインフラから得られる儲けはNTTが独占するという現在の構図は、断じて容認できません。本来、原資を実質的に負担している「出資者」は国民であり、黒字や利益が出たのであれば出資者である国民に還元するのが資本主義のルールです。国民にリスクとコストを押し付け、胴元であるNTTが私腹を肥やすための原資を徴収し続けるような制度は、国民を欺く暗愚な政治そのものです。 したがって、時代遅れとなった従来のインフラ維持を前提とした交付金・負担金制度は、「見直し」程度で済まされるべきではなく、国民の不当な負担を解消するために即刻廃止とすべきです。新技術への速やかな完全移行と、国民負担の即時撤廃を強く求めます。 【匿名B】	（意見２に対する考え方） ○　申請概要資料のとおり、電話のユニバーサルサービス交付金制度の対象となる第一号基礎的電気通信役務については、①加入電話（基本料、緊急通報）、②第一種公衆電話（市内通信、緊急通報、撤去費）、③災害時用公衆電話とされているところです。加入電話を含む固定電話は令和７年度末時点においても4,698万契約となっており、電話のユニバーサルサービス制度により、これを提供するネットワークを維持することは適当であると考えます。 ○　なお、非地上系ネットワーク（NTN）については、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和７年２月３日）において、「現時点でユニバーサルサービスに位置付けることは時期尚早であり、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、その位置付けは引き続き検討することが適当」とされています。また、同審議会「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」三次答申（令和８年10月９日）においては、ユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、「日進月歩で進展する技術の動向をタイムリーに捉えて、人口減少社会に対応した経済効率的な通信技術の更なる活用」を視野に入れることとされています。総務省において、これらを踏まえてユニバーサルサービス制度の検討に当たっていくことが適当と考	無

	えます。	
（意見３） 　当団体は、通信サービス、地域、消費者、中小企業等に関わる立場から、今回の認可申請について、ユニバーサルサービスを生活基盤であると同時に地域の経済活動を支える基盤として捉え、負担の透明性とサービスの持続可能性を両立する観点で、以下のとおり意見を提出します。 **【意見1】** ・該当箇所　第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書／第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書 **・意見内容** 　今回の認可申請について、ユニバーサルサービスを安定的に維持するために必要な交付金・負担金制度の運用を支持します。その上で、番号単価、補填対象額その他の算定根拠について、年度ごとの変動要因を利用者・事業者にも理解しやすい形で継続的に公表していただきたい。 **・理由** 　利用者にも関係する負担制度である以上、負担額だけでなく、何を維持するための費用であり、どのような地域・設備・サービスの維持に用いられるのかを分かりやすく示すことが、制度への理解と信頼につながると考えます。 **【意見2】** ・該当箇所　第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（補填対象額の算定） **・意見内容** 　認可に当たっては、今回申請された補填対象額の算定根拠、前年度等との主な差異及びそれらが番号単価に与える影響について、利用者・事業者が理解できる形で説明していただきたい。災害その他の特殊要因が含まれる場合には、その影響を可能な範囲で区分して示すことを希望します。 **・理由** 　年度によって費用構造や特殊要因が変動する中、算定根拠と主な変動要因を明確にすることは、認可判断の透明性を高め、交付金制度に対する利用者・事業者の理解を深めることにつながります。 **【意見3】** ・該当箇所　第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書 **・意見内容** 　第一種負担金の額及び徴収方法について、負担対象となる事業者、番号単価、徴収期間及び算定方法を分かりやすく公表し、通信事業者及び利用者が負担の仕組みを理解できるようにしていただきたい。 **・理由** 　ユニバーサルサービス制度を持続的に運用するためには、負担の必要性だけでなく、その算定方法と徴収の仕組みが透明であることが重要です。特に小規模な通信事業者や利用者にも理解しやすい説明が、制度への納得感につながると考えます。	（意見３に対する考え方） ○（意見１について）今般の電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可に賛同の御意見として承ります。 　なお、番号単価、補填対象額等その他算定根拠について継続的に公表すべきとの御意見については、申請概要資料において、前年度との比較を含む補填額の内訳や番号単価の算定の詳細が説明されているものと考えますが、総務省においては、御意見を踏まえ、今後も継続的に同様の対応を行うことが適当と考えます。 ○（意見２について）上述のとおり、申請概要資料において、前年度との比較を含む補填額の内訳や番号単価の算定の詳細が説明されているものと考えます。 　なお、今般の申請における令和６年能登半島地震による災害特別損失の影響については、申請概要資料において、補填額への影響が５百万円、合算番号単価への影響が0.0016648円と説明されています。 ○（意見３について）申請概要資料のとおり、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等については、前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者とされています。 　当該事業者に対しては、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（以下「支援機関」という。）において、事業者説明会を行い、番号単価の算定、新番号単価の適用月、認可申請内容、利用者への周知対策等について説明が行われているものと承知	無

【一般社団法人ビジネス・アクション・クラブ】	しています。	
（意見４） 本件は、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づき、NTT東日本及びNTT西日本に交付する第一種交付金の額・交付方法並びに接続電気通信事業者等から徴収する第一種負担金の額・徴収方法について認可を求めるものである。全国の利用者が必要な電話サービスを利用できる環境を維持することは重要であり、制度の趣旨には賛同する。一方、交付金及び負担金の算定に当たっては、補填対象費用の妥当性、負担の公平性、算定過程の透明性及び資金管理の適正性を確保することが不可欠である。 1. 補填対象額の算定根拠と費用の妥当性について 申請概要によれば、今回のNTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計は63.4億円であり、前年度の申請に係る合計額65.1億円と比較して、表示額ベースで約1.7億円減少している。補填対象額は、加入電話に係る加入者回線、第一種公衆電話及び災害時用公衆電話に区分されているが、制度の適正な運用には、各区分の費用が基礎的電気通信役務の提供に必要な費用として適切に算定されていることが重要である。 このため、総務省においては、各区分の費用の算定方法、前年度からの増減要因及び費用配分の考え方を明確に説明されたい。特に、加入者回線の維持に関する費用については、設備の効率的な運用や利用状況の変化も踏まえ、補填対象となる費用と事業者が自ら負担すべき費用との区分が適切であるかを確認する必要がある。費用の必要性と合理性を継続的に検証することにより、制度への信頼性を高めることを求める。 2. 能登半島地震に係る特別損失の取扱いについて 申請資料では、NTT西日本が令和6年度決算に計上した令和6年能登半島地震に係る災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定するため、第一号算定等規則第3条ただし書に基づく許可申請が本件と併せて行われている。 災害によって生じた費用のうち、基礎的電気通信役務の維持に直接関係するものを適切に扱うことには合理性がある。しかし、特別損失を交付金算定に反映する場合には、対象費用の範囲、基礎的電気通信役務との関連性、他の事業に係る費用との区分及び重複計上の防止が明確でなければならない。 したがって、特例の適用に当たっては、対象となる費用と算定方法を十分に確認し、認可判断の根拠を説明できるようにされたい。災害対応に必要な費用を適切に支えることと、制度利用者全体に不合理な負担を転嫁しないことを両立させる必要がある。 3. 番号単価の設定・年度途中の見直しと負担の予見可能性について 申請資料では、令和9年1月から6月までの番号単価として、NTT東日本分が1番号・月当たり約1.2034円、NTT西日本分が約0.7966円とされ、同年7月以降の単価については、4月に算定対象電気通信番号の総数の増減見込み等を踏まえて修正の要否を判断することとされている。	（意見４に対する考え方） ○（１について）今般の申請における補填額の算定は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「第一号算定等規則」という。）第５条の規定に照らし妥当なものであると考えます。 なお、加入電話の基本料に係る補填額を算定するための原価算定については、固定電話網の非効率性を排除する観点からLRIC方式が採用されており、また、LRIC方式により算定されたベンチマークを超える原価のうち、高コスト地域（上位4.9%）に限り補填することとされており、補填対象となる費用と事業者が自ら負担すべき費用との区分は明確であると考えます。 ○（２について）NTT西日本が令和６年度決算において計上した令和６年能登半島地震に係る災害特別損失約31億円のうち、第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものは約13億円となっています。 今般の申請においては、当該災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものを費目別・設備別に分計し、施設保全費や撤去費等について、LRIC方式による補填額の算定の基礎となる入力値に加算した上で加入電話の基本料等に係る補填額の算定が行われているものであり、妥当なものと考えます。 ○（３について）番号単価の修正については、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件（平成18年総務省告示第	無

番号数の変動を算定に反映することは、負担の公平性を確保するうえで必要である。一方、年度途中の単価見直しは、負担金を納付する事業者の予算管理や利用者向け料金の検討にも影響し得るため、見直しの判断基準が不明確であれば、事業者の予見可能性を損なうおそれがある。 このため、単価の修正を行う場合の判断基準、予測値と実績値の差の取扱い、前年度の過不足額の反映方法及び年度末の精算方法について、分かりやすく公表されたい。また、見直しによる負担額の変動が大きくなる場合には、その理由を示し、負担事業者が事前に影響を把握できるようにすることを求める。 4. 負担金の配分と算定過程の透明性について 本制度では、対象となる接続電気通信事業者等が、算定対象電気通信番号の数などに応じて負担金を納付する仕組みとなっている。また、負担金の算定には、番号単価、補填対象額、支援業務費、前年度の過不足額及び端数処理等が関係する。 これらの計算は制度上の規則に基づくものであるが、算定要素が多く、計算式も複雑であるため、負担事業者や国民が最終的な金額の妥当性を理解しにくい面がある。そこで、総務省及び支援機関は、算定に用いた主要な数値、前年度との差、支援業務費の算定根拠及び端数処理の考え方を整理して公表されたい。営業上の機密情報に配慮しながらも、第三者が計算の合理性を検証できるだけの説明を確保することが重要である。 5. 交付・徴収資金の管理と制度運営の検証について 申請資料には、交付金及び負担金の取扱口座について、預金額の全額保障、振込先の限定、認証強化等のセキュリティ対策が示されている。制度資金を確実に管理し、誤送金や不正な資金移動を防止することは、制度の信頼性を支える重要な要件である。 これらの対策を確実に実施するとともに、振込先の変更時の確認、権限管理、操作記録の保存、定期的な点検及び事故発生時の対応手順についても適切に管理されたい。また、支援業務費については、制度運営に必要な経費であることを踏まえつつ、業務の効率性と費用の合理性を継続的に検証することを求める。 以上のとおり、電話のユニバーサルサービスを維持するための交付金制度は、地域間のサービス格差を抑え、国民生活に必要な通信環境を支える重要な仕組みである。その持続可能性を確保するためには、補填対象費用の妥当性、災害特別損失の適正な取扱い、番号単価の予見可能性、負担配分の透明性及び資金管理の厳格化が不可欠である。これらの点を十分に審査し、制度の公平性と効率性を継続的に検証したうえで認可判断を行うことを要望する。 【匿名C】	429号）に定められており、支援機関が、原則として翌年度の４月に、７月番号分（10月徴収分）以降の負担金の額の算定に用いる修正番号単価を算定することとされています。 支援機関において番号単価を修正した場合には、速やかに負担対象事業者に通知を行うとともに公表を行っていると承知しています。 ○（４について）申請概要資料において、番号単価、補填対象額、支援業務費、前年度の過不足額及び端数処理等について必要な説明がなされているものと考えますが、御意見については、総務省において今後の参考とすることが適当と考えます。 ○（５について）御意見については、支援機関の事業計画及び収支予算の認可等に当たり、総務省において今後の参考とすることが適当と考えます。	
（意見５） 要旨 本意見は、次の各点を求めるものである。第1に、補填対象額の算定根拠となるサービス別の原価と収益を公表すること。第2に、補填の最大の構成要素である公衆電話について、台数や利用状況、1台当たりの費用を明らかにすること。第3に、番号単価の端数処理と前年度過不足額の内訳を明示す	（意見５に対する考え方）	無

ること。第4に、能登半島地震の災害特別損失を原価に算入する許可について、金額と理由を公表すること。第5に、交付金と負担金の見込み総額を申請の段階で示すこと。第6に、利用者への転嫁の実態を把握し、公表すること。第7に、支援業務費の内訳を公表すること。 本文 1 該当箇所　申請概要（別紙1）と第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1） 問題箇所　補填対象額は、NTT東日本3,812,271,108円、NTT西日本2,523,628,388円、合計6,335,899,496円と示されているが、その算定の基礎となるサービス別の原価と収益の内訳は、申請書類のどこにも示されていない。第一号算定等規則第5条第1項に基づく旨の記載があるのみである。負担は最終的に全国の電話番号の利用者に広く及ぶものであり、金額の内訳が検証できないままでは、認可の適否を判断できない。 意見　サービス区分（加入者回線、第一種公衆電話、災害時用公衆電話）ごとに、原価と収益の主要な内訳と、共通費の配賦の方法を公表すべきである。事業者の営業上の秘密に当たる部分があるとしても、集計した値の形で公表することは可能であり、少なくとも審議会の審査資料として公開すべきである。 出典　申請概要（別紙1）、第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1） 2 該当箇所　申請概要（別紙1）の補填対象額の内訳 問題箇所　補填対象額の内訳は、加入者回線が26.1億円であるのに対し、第一種公衆電話が33.9億円、災害時用公衆電話が3.3億円で、公衆電話関係が合計37.2億円と、全体の約6割を占める。しかし、公衆電話の設置台数、利用回数、1台当たりの維持費用の推移は資料に示されていない。利用が減少を続ける中で、現在の規模の補填を続けることが適当かどうかを検討する材料がない。 意見　公衆電話の台数、利用状況、1台当たりの費用とその推移を公表すべきである。災害時用公衆電話については、配置の考え方と今後の見通しを示し、補填の規模の妥当性を説明すべきである。 出典　申請概要（別紙1） 3 該当箇所　申請概要（別紙1）の番号単価の算定 問題箇所　申請概要の算定では、合算番号単価は2.297円余りとなるところ、整数未満を四捨五入して2円とされている。また、今年度の算定には前年度過不足額として約3.9億円が組み込まれているが、その内訳（単価の端数処理によるものか、番号数の予測と実績の差によるものか）は示されていない。端数処理と予測誤差が毎年度の過不足を生み、それが翌年度の負担に跳ね返る仕組みが、資料からは読み取れない。 意見　前年度過不足額の内訳と発生の理由を、毎年度公表すべきである。あわせて、単価の刻みを細かくするなど、端数処理による過不足を小さくする算定方法の見直しを検討すべきである。 出典　申請概要（別紙1）、平成18年総務省告示第429号	○（１について）NTT東西における令和７年度の第一号基礎的電気通信役務の収支は申請概要資料に記載の第一号基礎的電気通信役務収支表のとおりであり、当該収支表についてはNTT東西において公表されています。 　また、当該収支表の作成に当たり、二以上の種類又は細目の電気通信役務に関連する費用及び資産の配賦基準については電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の５の３第２項に定められています。 　なお、第一種交付金の算定方法は第一号算定等規則第５条に定められており、例えば加入電話の基本料に係る補填額は、固定電話網の非効率性を排除する観点からLRIC方式が採用されており、LRIC方式により算定されたベンチマークを超える原価のうち、高コスト地域（上位4.9%）に限り補填することとされており、必ずしも実際の原価を基礎として算定されているわけではありません。 ○（２について）第一種公衆電話及び災害時用公衆電話の設置台数についてはNTT東西において公表されています。 　なお、令和４年の電気通信事業法施行規則の一部改正により第一種公衆電話の設置基準が緩和されたことを受けて、NTT東西は最終的な設置台数を3.0万台とし、令和13年度末までに削減を完了する第一種公衆電話の削減計画を立て、当該計画に基づき削減を進めていると承知しています。 　また、補填の対象となる災害時用公衆電話については、電気通信事業法施行規則第14条第２号の２において「地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する」ものとされています。 ○（３について）前年度過不足額は、前年度における番号単価の端数処理、予測算定対象電気通信番号数と実績の	

4 該当箇所　申請概要（別紙1）の注記と第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1） 問題箇所　NTT西日本については、令和6年能登半島地震による災害特別損失のうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定しており、第一号算定等規則第3条ただし書の規定に基づく許可の申請が併せて行われている。しかし、原価に算入された災害特別損失の金額も、算入した範囲も、資料には示されていない。 意見　災害復旧の費用を制度で支えること自体は理解できるが、全国の電話番号の利用者の負担で賄う以上、算入した金額と範囲、許可を与える理由を公表すべきである。国の災害復旧支援など、他の支援策との役割分担についても説明すべきである。 出典　申請概要（別紙1）、第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1）	差異及び番号単価の修正の有無等によりますが、今般の申請においては、前年度における番号単価の端数処理の影響が大きいものと考えます。 ○（４について）NTT西日本が令和６年度決算において計上した令和６年能登半島地震に係る災害特別損失約31億円のうち、第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものは約13億円となっています。 今般の申請においては、当該災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものを費目別・設備別に分計し、施設保全費や撤去費等について、LRIC方式に基づく補填額の算定の基礎となる入力値に加算した上で加入電話の基本料等に係る補填額の算定が行われているものであり、妥当なものと考えます。	
5 該当箇所　第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1）と第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（別添2） 問題箇所　交付金の額は、補填対象額から算定自己負担額を控除する月次の計算で決まるため、申請書には交付金の年間総額の見込みが示されていない。負担金についても、番号単価は示されているが、徴収する総額の見込みは示されていない。認可の対象となる制度の規模が、申請の段階で総額として把握できない。 意見　算定自己負担額の見込み額を含め、交付金と負担金の年間総額の見込みを申請書に明記すべきである。また、最終算定の後に確定した実績の額を公表し、見込みとの差異を説明すべきである。 出典　第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1）、第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（別添2）	○（５について）申請概要資料のとおり、第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額（NTT東西を接続電気通信事業者等とみなし、第一種負担金の額を計算した場合の負担額）と第一種交付金の額の総額が補填対象額（NTT東日本：38.1億円、NTT西日本：25.2億円）となります。 第一種負担金の年間総額については、実際の算定対象電気通信番号数及び番号単価の修正の有無により変動しますが、予測算定対象電気通信番号数に基づき見込み額を計算した場合、約59億円となります。	
6 該当箇所　第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（別添2） 問題箇所　負担金の納付義務者は接続電気通信事業者等であるが、実務上、その負担は利用者の料金にユニバーサルサービス料として転嫁されている。申請書類には、利用者への転嫁の方法や料金への表示について何も記載がない。最終的な負担者である利用者が、1番号当たり月2円という単価の根拠や、その変更を知る機会は限られている。 意見　認可の審査に当たり、各事業者が利用者に転嫁する際の料金表示の実態を把握し、公表すべきである。単価の修正の要否が令和9年4月に判断され、単価が変更される場合には、利用者への周知が適切に行われるよう、事業者を指導すべきである。 出典　第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（別添2）、申請概要（別紙1）	○（６について）支援機関において番号単価を修正した場合には、速やかに負担対象事業者に通知を行うとともに公表を行っていると承知しています。	
7 該当箇所　申請概要（別紙1）の支援業務費 問題箇所　支援業務費は39,791,785円で、前年度の65,052,279円から約2,526万円減少している。し	○（７について）支援業務費については、支援機関において総務大臣の認可を受けた事業計画及び収支予算に基づいて計上されています。また、支援業務に係る事業計画	

かし、その内訳（人件費、システム関係費、事務費など）も、減少の理由も示されていない。支援業務費も、番号単価を通じて利用者の負担となるものである。 意見　支援業務費の内訳と、前年度からの増減の理由を毎年度公表すべきである。支援機関の業務の効率化の状況が分かる形で示すことが、制度への信頼につながる。 出典　申請概要（別紙1） 出典一覧 意見公募要領（別紙2）https://www.soumu.go.jp/main_content/001093884.pdf 申請概要（別紙1）https://www.soumu.go.jp/main_content/001093881.pdf 第一種交付金の額及び交付方法の認可申請書（別添1、文書番号TCA支-434） https://www.soumu.go.jp/main_content/001093882.pdf 第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（別添2、文書番号TCA支-435） https://www.soumu.go.jp/main_content/001093883.pdf 報道資料（令和8年9月30日、総務省）https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban07_02000131.html 案件ページ　https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=145210781&Mode=0 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第1項、第110条第2項 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号） 【個人A】	及び収支予算並びに事業報告及び収支決算については、支援機関において公表されています。	
（意見６） 本件各案の公表および意見募集にあたり、国民共有の貴重な資源である「電波」および生活インフラである電気通信の公正な運用、特定大手事業者による市場支配の打破、ならびに一般庶民の通信負担軽減の観点から、以下の通り強く意見を提出いたします。 １．通信市場における「特定大手キャリアによる寡占状態」の抜本的打破と、調査・評価の欺瞞の是正 電気通信事業分野における競争状況の調査および評価にあたっては、特定の大手通信事業者や巨大資本による市場の支配（寡占状態）が、実質的な料金の高止まりや不当な囲い込み（ロックイン）を生んでいるという最大の元凶から目を逸らしてはなりません。 これまで総務省が講じてきた形式的な競争促進策は、実質的な寡占構造を何ら崩すに至っておらず、現場の生活者からは「いつまで経っても通信料が高い、選択肢が縛られている」という強い不満が寄せられています。一部の強者による市場支配を野放しにする表面的な調査・評価ではなく、新規参入や格安事業者（MVNO等）が真に公正に活動できるオープンな市場環境を強制的に作り出すための、踏み込んだ抜本的な是正策へと舵を切ることを強く求めます。	（意見６に対する考え方） ○　１から３までの御意見については、通信サービスの料金等に関するものであり、本意見募集の対象外です。 ○　４の御意見について、今般の申請における交付金の額等については、第一号算定等規則の規定に照らし妥当なものであり、過剰なコストや不透明な算定という御意見は当たらないものと考えます。	無

２．公共の電波を利用する通信事業の「公共料金化（プライスキャップ規制の導入）」の断行 　電波は、国民の生活、災害時の連絡、そして社会経済活動を支える「最優先の公共インフラ」です。公共の電波を使用していながら、民間企業が自由な価格つり上げや寡占体制を維持し、庶民から利益をむしり取り続ける現在の構造を放置することは到底許されません。 　電気やガスなどのライフラインと同様に、電波を利用する通信事業を実質的な「公共料金」として位置づけ、プライスキャップ規制等の手法を用いて不当な料金引き上げや過剰な利潤追求を厳しく制限する法的枠組みを早急に導入すべきです。公共財を食い物にする現在の放任主義を直ちに改めなさい。 ３．地上波・NHK・BS・ネット配信における「際限ない二重三重の負担」の構造的搾取の是正 　通信・放送をめぐる環境において、地上波の受信料に加え、BSは別料金、さらにインターネット配信やスマートフォンの普及に便乗して実質的な「ネット受信料」や新たな負担を次々と上乗せしようとする動きは、物価高に苦しむ一般庶民の生活を締め上げる「重税」に他なりません。通信・放送分野全体を見渡し、これ以上の負担増を一切禁止するとともに、公平で持続可能な負担体系への根本的な見直しを求めます。 ４．ユニバーサルサービス制度における不透明な負担転嫁・利権化の絶対阻止 　基礎的電気通信サービスをあまねく確保するためのユニバーサルサービス制度の運用および交付金・負担金の認可にあたっては、事業者側の都合による過剰なコストや不透明な算定が、巡り巡って一般利用者の通信料金への上乗せ（重税化）という形で庶民の財布を直撃することがあってはなりません。 　制度維持の名目のもとに特定の大手事業者が不当な利益や恩恵を得るような歪んだ利権構造を徹底して排除し、庶民の生活防衛を最優先に据えた厳格な公的審査と透明性の高い運用を強く求めます。 【匿名D】		

（以上）

申　請　概　要

１　申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長　宮川　潤一）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

２　申請年月日

令和８年９月 18 日

３　申請の概要

支援機関が、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの。

① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第１項の規定に基づくＮＴＴ東日本株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）及びＮＴＴ西日本株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可

② 法第 110 条第２項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等※ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

※　前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和８年８月末現在　20 社）

３①　法第 109 条第１項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法

ア　第一種交付金の額

支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第５条第１項の規定に基づき、第一種交付金の額を算定する。

（１）補填対象額

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本	ＮＴＴ東日本及び ＮＴＴ西日本合計
加入電話に係る加入者回線 ※　ワイヤレス固定電話を含む	１６．３億円	９．８億円	２６．１億円
第一種公衆電話	２０．０億円	１３．８億円	３３．９億円
災害時用公衆電話	１．７億円	１．６億円	３．３億円
合　計※	**３８．１億円**	**２５．２億円**	**６３．４億円**

※　数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

（参考）昨年申請に係るＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の合計補填額　６５．１億円

注　令和６年能登半島地震に係る特別損失について

ＮＴＴ西日本は令和６年度決算において、特別損失として令和６年能登半島地震による災害特別損失を計上しており、このうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定している。

このため、第一号算定等規則第３条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

（２）各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の算定

○ＮＴＴ東日本に対する第一種交付金の額
＝　３８．１億円 － ＮＴＴ東日本の算定自己負担額※

○ＮＴＴ西日本に対する第一種交付金の額
＝　２５．２億円 － ＮＴＴ西日本の算定自己負担額※

※　ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本を接続電気通信事業者等とみなし、第一号算定等規則第 27 条第１項及び第２項の規定を適用して第一種負担金の額を算定した場合の負担額。

イ　交付方法

（１）交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

（２）第一種交付金の額の通知

前年度の最終算定月の３か月後から最終算定月の３か月後までの間、毎月、各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の３か月後に各第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金の額は、第一号算定等規則第 27 条第２項に規定する「残余の額」に係るものとする。

（３）第一種交付金の交付期限

第一種交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金を交付する。

（４）各月の各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の計算方法

①　前年度の最終算定月の３か月後から最終算定月の２か月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②　最終算定月の３か月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　（第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額　－　前年度の最終算定月の３か

月後から最終算定月の２か月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額）

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right)$$

※　各接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合は、次の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第５条第２項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

※　①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

（５）第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、第一号算定等規則第 22 条第１項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第２項の規定に基づき、案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

（６）支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ　その他

第一号算定等規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

３②　法第 110 条第２項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法

ア　第一種負担金の額

支援機関は、第一号算定等規則第 27 条第１項及び第２項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額を算定（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した次の（ａ）、（ｂ）及び（ｃ）の合計額）する。

（ａ）最終算定月前月までの第一種負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和９年１月（予定）末～最終算定月の前月（令和９年 11 月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価※1を乗じた額

（ｂ）最終算定月の第一種負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和９年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の第一種負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余額を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（ｃ）当該接続電気通信事業者等の前年度残余額

（※１）番号単価は平成 18 年総務省告示第 429 号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費（令和８年度中の費用額（令和８年３月に認可）から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額）及び前年度過不足額を合算した額を令和９年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

①合算番号単価 ＝ $\dfrac{\text{（ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の補填対象額の合計額＋支援業務費－予測前年度過不足額）}}{\text{令和９年の予測算定対象電気通信番号の総数}}$

＝ $\dfrac{\text{（６３．４億円 ＋ ０．４億円 －（▲３．９億円））}}{\text{２９．４億番号数}}$

＝ 2.297… 円 ⇒ **２円**（整数未満四捨五入）

②ＮＴＴ東日本に係る番号単価 ＝ 合算番号単価 × $\dfrac{\text{ＮＴＴ東日本の補填対象額}}{\text{ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の補填対象額の合計額}}$

＝ ２円 × $\dfrac{\text{３８．１億円}}{\text{６３．４億円}}$

＝ 1.203387493… 円 ⇒ 1.20338749 円（小数点以下第８位未満四捨五入）

③ＮＴＴ西日本に係る番号単価 ＝ 合算番号単価 × $\dfrac{\text{ＮＴＴ西日本の補填対象額}}{\text{ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本の補填対象額の合計額}}$

＝２円 × $\dfrac{\text{２５．２億円}}{\text{６３．４億円}}$

＝ 0.796612506… 円 ⇒ 0.79661251 円（小数点以下第８位未満四捨五入）

上記番号単価は、令和９年１月～同年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、令和９年４月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ　徴収方法

（１）納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

（２）負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の３か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

① 毎月の第一種負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
② 第一種負担金の納付期限
③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

（３）第一種負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の３か月後の月の25 日までとする。

（４）延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数１日につき１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付する。

（５）支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ　その他

第一号算定等規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可概要【諮問第3222号】

令和８年11月

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

諮問概要

申請概要

- 第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本の**令和7年度における電話に関するユニバーサルサービス収支はNTT東日本で▲300億円、NTT西日本で▲428億円の赤字（東西計で▲728億円）**

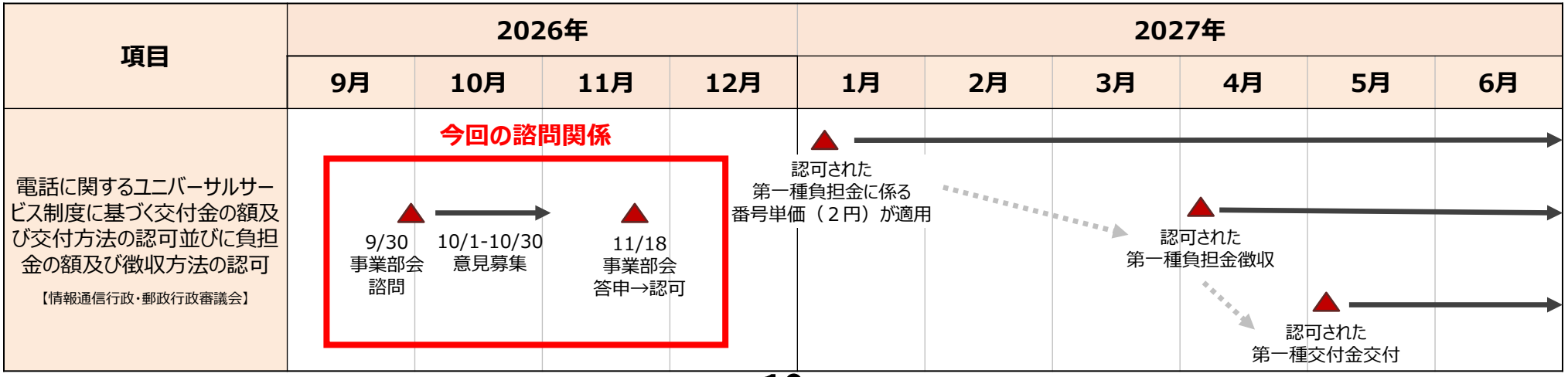
- **サービス提供により発生した赤字の一部を補填するため、**同社から原価等の資料の届出を受けた**基礎的電気通信役務支援機関が、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの**

  (1)電気通信事業法第109条第１項の規定に基づくNTT東日本及びNTT西日本に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可

  (2)電気通信事業法第110 条第２項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等*ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

  *前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和８年８月末現在 20社）

今後のスケジュール案



令和７年度におけるＮＴＴ東日本･西日本のユニバーサルサービス収支表（第一号基礎的電気通信役務収支表）

- 令和７年度におけるNTT東日本･西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲300億円、NTT西日本で▲428億円の赤字（東西計で▲728億円）

〇令和７年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

ＮＴＴ東日本

	営業収益	営業費用	管理部門費用	公衆削減以外費用	公衆電話削減費用	利用部門	営業利益
加入電話	112,539	139,576	102,723	102,723		36,853	▲27,038
基本料	112,539	139,094	102,244	102,244		36,850	▲26,556
緊急通報	－	482	479	479		3	▲482
第一種公衆電話	83	2,128	2,075	1,515	560	53	▲2,045
市内通信	83	2,120	2,067	1,508	559	53	▲2,037
緊急通報	－	8	8	7	1	0	▲8
災害時用公衆電話	123	991	990	990		1	▲868
ワイヤレス固定電話	5	41	23	23		19	▲36
基本料	5	41	22	22		19	▲36
緊急通報	－	0	0	0		0	▲0
合計	112,750	142,736	105,811	105,251	560	36,926	▲29,986
前年度	120,410	147,065	107,431	106,934	498	39,633	▲26,655
増減	▲7,660	▲4,329	▲1,621	▲1,683	＋62	▲2,708	▲3,331
増減率	▲6.4%	▲2.9%	▲1.5%	▲1.6%	＋12.4%	▲6.8%	－

ＮＴＴ西日本

	営業収益	営業費用	管理部門費用	公衆削減以外費用	公衆電話削減費用	利用部門	営業利益
加入電話	104,676	144,978	114,031	114,031		30,947	▲40,302
基本料	104,676	144,710	113,769	113,769		30,941	▲40,034
緊急通報	－	267	262	262		5	▲267
第一種公衆電話	56	1,340	1,329	1,026	303	12	▲1,284
市内通信	56	1,334	1,322	1,020	302	12	▲1,277
緊急通報	－	7	7	6	1	0	▲7
災害時用公衆電話	78	897	897	897		1	▲820
ワイヤレス固定電話	17	387	245	245		142	▲370
基本料	17	386	244	244		142	▲370
緊急通報	－	0	0	0		0	▲0
合計	104,826	147,602	116,501	116,198	303	31,101	▲42,776
前年度	113,511	153,398	120,023	119,519	504	33,374	▲39,887
増減	▲8,685	▲5,796	▲3,522	▲3,321	▲201	▲2,274	▲2,889
増減率	▲7.7%	▲3.8%	▲2.9%	▲2.8%	▲39.9%	▲6.8%	－

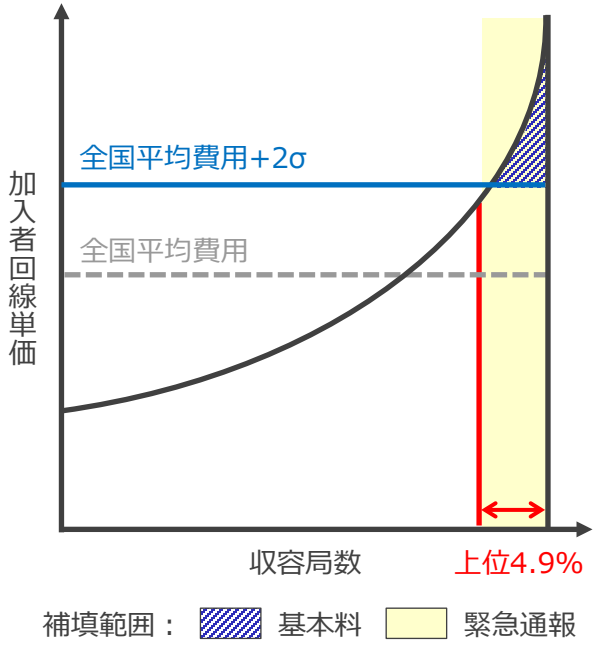
電話のユニバーサルサービス交付金制度における補填額の算定方法

- 電話のユニバーサルサービスのうち、①加入電話*1（基本料、緊急通報*2）、②第一種公衆電話*3（市内通信、緊急通報、撤去費*4）、③災害時用公衆電話*4（維持費）が交付金による補填の対象。

*1 加入電話から移行した光IP電話またはワイヤレス固定電話については補正措置が存在。
*2 警察110番、消防119番、海上保安庁118番。
*3 戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、総務省令において定める基準（市街地では1㎢、それ以外の地域では2㎢に1台）に基づき設置される公衆電話。
*4 NTT東西は、2031（R13）年に設置台数3.0万台となるよう、順次削減中。

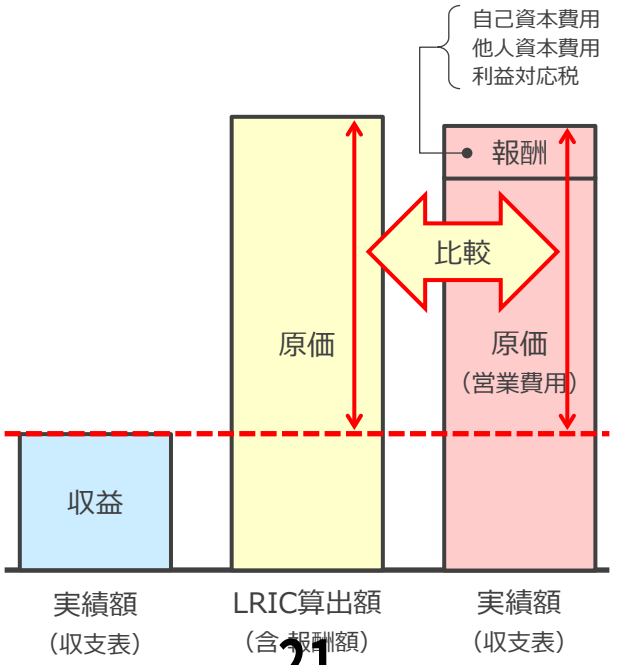
【加入電話】

収容局を回線単価（LRICで算出）が高い順に並べた上で、高コスト地域（上位4.9%）の収容局を対象として、下記の範囲に対応する金額を補填。
加入電話：「全国平均費用+2σ」以上
緊急通報：全体



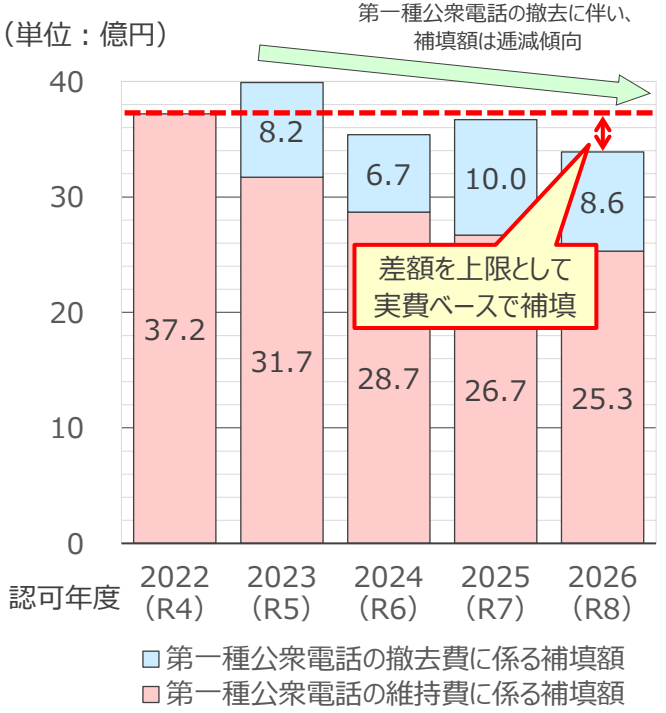
【第一種公衆電話】

LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填
（なお、第一種公衆電話については、全ての収容局において赤字）



【災害時用公衆電話】

第一種公衆電話の削減を開始する直前の年度（令和４年度）に対応する第一種公衆電話の維持費に係る補填額（約37.2億円）と、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額との差額を上限として、実費ベースで補填



加入電話（基本料）補填額の算定方法

①加入電話・基本料
※ワイヤレス固定電話を含む

＜補填額の算定方法＞
「全国平均費用＋標準偏差の２倍」（基準単価）をベンチマークとし、これを超える部分を補填額とする。＜ベンチマーク方式＞（算定に当ってはＩＰ電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算）

（提供エリア全体の収益・原価（LRICで算出）〔億円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）※光IP補正有
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	1,123	1,806	322	2,129	▲1,005	1,928
NTT西日本	1,046	1,689	302	1,991	▲946	2,016
合計	2,169	3,495	625	4,120	▲1,951	3,943
（参考）前年度	2,332	3,723	670	4,393	▲2,061	4,065
増減	▲164	▲228	▲46	▲273	＋110	▲122

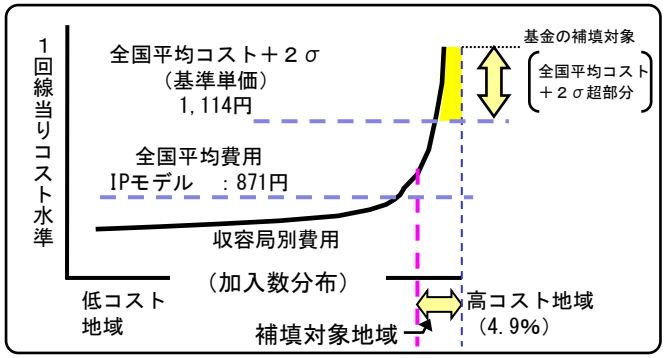
（百万円）

	①	②	③	①−②+③	（参考）	
	補填対象地域の実績原価	対象回線数に基準単価を乗じた額（基準原価）	基準単価を下回る額	基準原価を上回る額	加入電話回線数（万回線）	回線割合
IPモデル NTT東日本	19,682	18,621	569	1,630	139.3	(3.5%)
IPモデル NTT西日本	8,014	7,203	168	979	53.9	(1.4%)
IPモデル 合計	27,695	25,824	737	2,608	193.2	(4.9%)

22

補填額
2,608百万円

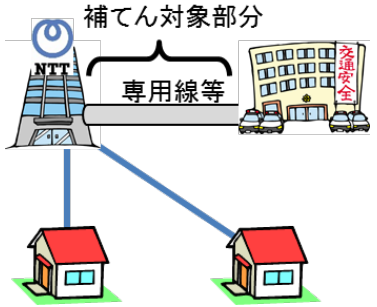
（参考）加入電話基本料の補填額算定の仕組み



加入電話（緊急通報）補填額の算定方法

②加入電話・緊急通報
※ワイヤレス固定電話を含む

＜補填額の算定方法＞
基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価



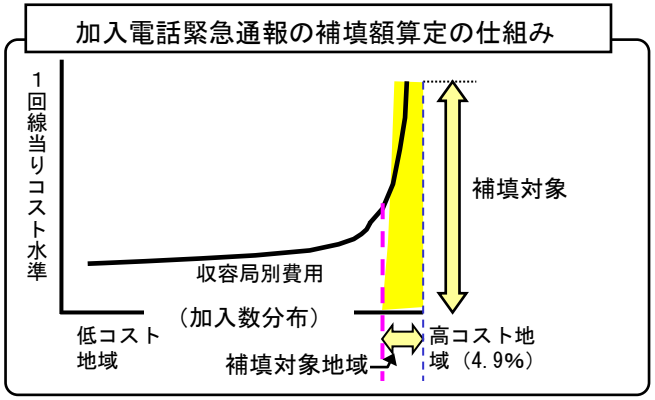
（提供エリア全体の収益・原価（LRICで算出）〔百万円〕）

	収益	原価(報酬を含む)			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）※光IP補正無
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	―	41	2	43	▲43	515
NTT西日本	―	27	5	31	▲31	484
合計	―	68	7	74	▲74	999
(参考)前年度	―	111	4	115	▲115	1,079
増減	―	▲43	＋2	▲41	＋41	▲80

（百万円）

		補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数（万回線）	回線割合
IPモデル	NTT東日本	4	23.0	(2.3%)
	NTT西日本	2	25.9	(2.6%)
	合計	6	48.9	(4.9%)

補填額
23
6百万円



第一種公衆電話（市内通信･緊急通報）補填額の算定方法

③第一種公衆電話(市内通信)

＜補填額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額（LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填）

（百万円）

：採用する額

IPモデル	LRICモデル							実際の費用			補填額
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③収益－営業費用	④報酬額等	
				公衆電話削減費用以外	公衆電話削減費用						
NTT東日本	83	2,085	2,049	1,491	559	36	▲2,003	▲2,215	▲2,037	178	2,003
NTT西日本	56	1,512	1,501	1,199	302	10	▲1,456	▲1,384	▲1,277	107	1,384
合計	139	3,597	3,551	2,690	860	47	▲3,458	▲3,600	▲3,314	285	3,387

④第一種公衆電話・緊急通報

＜補填額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額（LRIC算出額、実績額、それぞれの原価を用いて、赤字額を算出し、それらの赤字額を比較した上で、低い方の金額を補填）

（百万円）

：採用する額

IPモデル	LRICモデル							実際の費用			補填額
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③収益－営業費用	④報酬額等	
				公衆電話削減費用以外	公衆電話削減費用						
NTT東日本	-	2	2	0	1	0	▲2	▲9	▲8	1	2
NTT西日本	-	1	1	0	1	0	▲1	▲7	▲7	1	1
合計	-	3	3	0	2	0	▲3	▲16	▲15	1	3

災害時用公衆電話補填額の算定方法

⑤災害時用公衆電話	＜補填額の算定方法＞ 総務省告示第三百五号における告示の額（3,721,742,578円）から第一種公衆電話（市内通信・緊急通報）を控除した額と、実際の費用に報酬等を加えて算出した原価（アクセス回線コストのうち、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本利用分に係るもの）のどちらか低い額

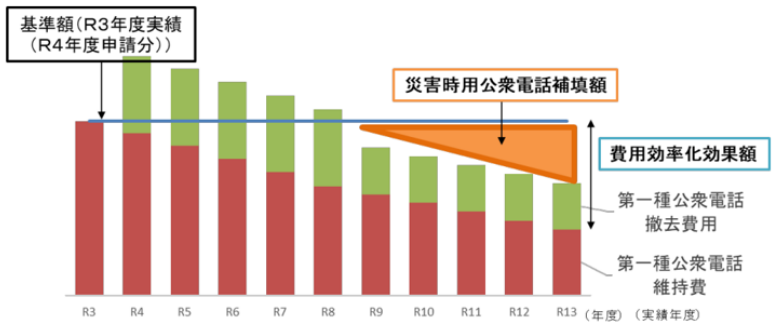
（百万円）

	総務大臣が告示で定める額	第一種公衆電話に係る補填額			総務大臣が告示で定める額から第一種公衆電話に係る補填額を控除した額
			市内通信	緊急通報	
NTT東日本	3,722	2,004	2,003	2	332
NTT西日本		1,386	1,384	1	
合計		3,390	3,387	3	

災害時用公衆電話に係る収益・原価

	収益	原価（報酬を含む）			赤字
		管理部門	利用部門	合計	
NTT東日本	123	1,213	0	1,213	▲1,090
NTT西日本	77	1,057	0	1,058	▲980
合計	200	2,270	0	2,270	▲2,070

：採用する額



（再掲）アクセス回線コストのうち、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本利用分に係るもの

	災害時用公衆電話に係る原価	原価の東西比率	補填額
NTT東日本	1,036	52.6%	174
NTT西日本	930	47.3%	157
合計	1,967		331

補填額と番号単価

- 補填額はNTT東日本及びNTT西日本計で**63.4億円**
- 番号単価は**２円**（補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、１月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定）

○補填額

	加入電話		第一種公衆電話		災害時用公衆電話	合計
	基本料	緊急通報	市内通信	緊急通報		
NTT東日本	1,630百万円	4百万円	2,003百万円	2百万円	174百万円	3,812百万円
NTT西日本	979百万円	2百万円	1,384百万円	1百万円	157百万円	2,524百万円
東西計	2,608百万円	6百万円	3,387百万円	3百万円	331百万円	**6,336百万円**
（参考）前年度	2,834百万円	11百万円	3,664百万円	3百万円	－	6,512百万円
増減	▲226百万円	▲5百万円	▲277百万円	▲0百万円	+331百万円	▲176百万円

○支援業務費

（令和８年予算額：予算額　57百万円 － 前期繰越額　18百万円）

40百万円

（令和７年予算額：65百万円）

○予測前年度過不足額

▲386百万円

○番号単価

$$\text{（合算）番号単価} = \frac{\text{補填額（6,336百万円）＋支援業務費（40百万円）－予測前年度過不足額（▲386百万円）}}{\text{令和９年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計（2,943百万番号）}} = 2.2977642\text{円／月・番号}$$

⇒ （合算）番号単価　**2円／月・番号**

（うち、東日本分：1.20338749円
西日本分：0.79661251円）26

＜前年度（７月～１２月）＞
２円／番号・月
ＮＴＴ東日本分：1.17145393円
ＮＴＴ西日本分：0.82854607円

（注）・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補填額の割合で案分

交付金・負担金算定における３条許可申請について

● 令和８年度の電話ユニバーサルサービスの交付金・負担金に係る認可申請に際して、令和6年能登半島地震に関連して、NTT東西及びTCAから、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第３条ただし書に基づく許可申請がなされている。

申請概要

■ 申請内容

➢ 今年度のユニバーサルサービスの第一種交付金及び第一種負担金の額の算定においては、第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価に、2023年度（令和６年１月）に発生した能登半島地震による災害特別損失（2024年度計上分）のうち第一号基礎的電気通信役務の提供に係るもの（設備管理部門）を含めて算定。

■ 理由

➢ 災害特別損失の一部は、電話ユニバに係る設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質であるため。

➢ なお、これまで東日本大震災時及び熊本地震時にも同様に許可申請がされているほか、昨年度は能登半島地震における設備管理部門及び設備利用部門の原価算定において許可申請がなされている。

■ 補填額及び合算番号単価への影響

➢ 補填額への影響：５百万円（ NTT東日本：４百万円、 NTT西日本：１百万円 ）

➢ 合算番号単価への影響：0.0016648円

○ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）

（遵守義務）

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法並びに延滞金を計算するために乗じる率その他第一種交付金及び第一種負担金に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

審　査　結　果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）第 26 条及び第 28 条の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第１項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査結果	理　由
１　第一種交付金の額が第一号算定等規則第５条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 26 条(1)）	適	本申請に係る第一種交付金の額については、以下の理由により、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第５条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 ・ 第一種交付金の額が、別記に示す届出資料を用いて、第一号算定等規則第５条第１項に定める方法に従って、補塡対象額から各第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額とされていること。 ・ 第一種交付金の額が、第一号算定等規則第５条第３項に定めるとおり、令和７年度の第一号基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回っていること。
２　第一種交付金を第一種適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 26 条(2)）	適	交付する時期（交付期限）及び交付手段（第一種交付金の額の通知、各月の第一種交付金の額の計算方法、第一種交付金の交付の特例及び第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていると認められる。
３　前２号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第 26 条(3)）	適	本件申請において、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

② 法第 110 条第２項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査結果	事 由
１ 第一種負担金の額が第一号算定等規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 28 条(1)）	適	本申請に係る第一種負担金の額については、以下の理由により、第一号算定等規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 ・ 第一種負担金の額が、別記に示す届出資料を用いて算定した補塡対象額を用いて、第一号算定等規則第 27 条第１項及び第２項に定める方法に従って、最終算定月前月までの各月の第一種負担金の額、最終算定月の第一種負担金の額及び前年度残余額を合算した額とされていること。 ・ 第一号算定等規則第 27 条第１項に規定する番号単価が、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、補塡対象額、支援機関の支援業務に係る費用（以下「支援業務費」という。）の額及び予測前年度過不足額の合計額を令和９年中の予測算定対象電気通信番号の総数で除したものを第一種適格電気通信事業者ごとの補塡対象額の割合で案分することにより算定されていること。 ・ 支援業務費の額が、令和８年度の収支予算額（令和８年３月認可済み）から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額とされていること。
２ 第一種負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 28 条(2)）	適	納付する時期（納付期限）及び納付する手段（第一種負担金の額の通知、延滞金の納付及び第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていると認められる。
３ 前２号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第 28 条(3)）	適	本件申請において、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

（別記）補塡対象額の算定に係る届出資料について

申請者は、法第 109 条第２項に基づき第一種適格電気通信事業者であるＮＴＴ東日本株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）及びＮＴＴ西日本株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）が申請者に対して届け出た第一種交付金の額を算定するための資料を用いて補塡対象額を算定している。

当該資料において、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本は、第一号算定等規則の規定によらず、第一号基礎的電気通信役務原価について、ＮＴＴ西日本が令和６年度決算に計上した令和６年能登半島地震による災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定している。

申請者、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本からは、第一号算定等規則第３条ただし書の規定に基づき、特別の理由があるため、第一号算定等規則の規定によらない算定を行う旨の許可申請が行われている。本件の算定は合理的な措置であると認められ、別途本件申請の認可とともに許可をする予定である。

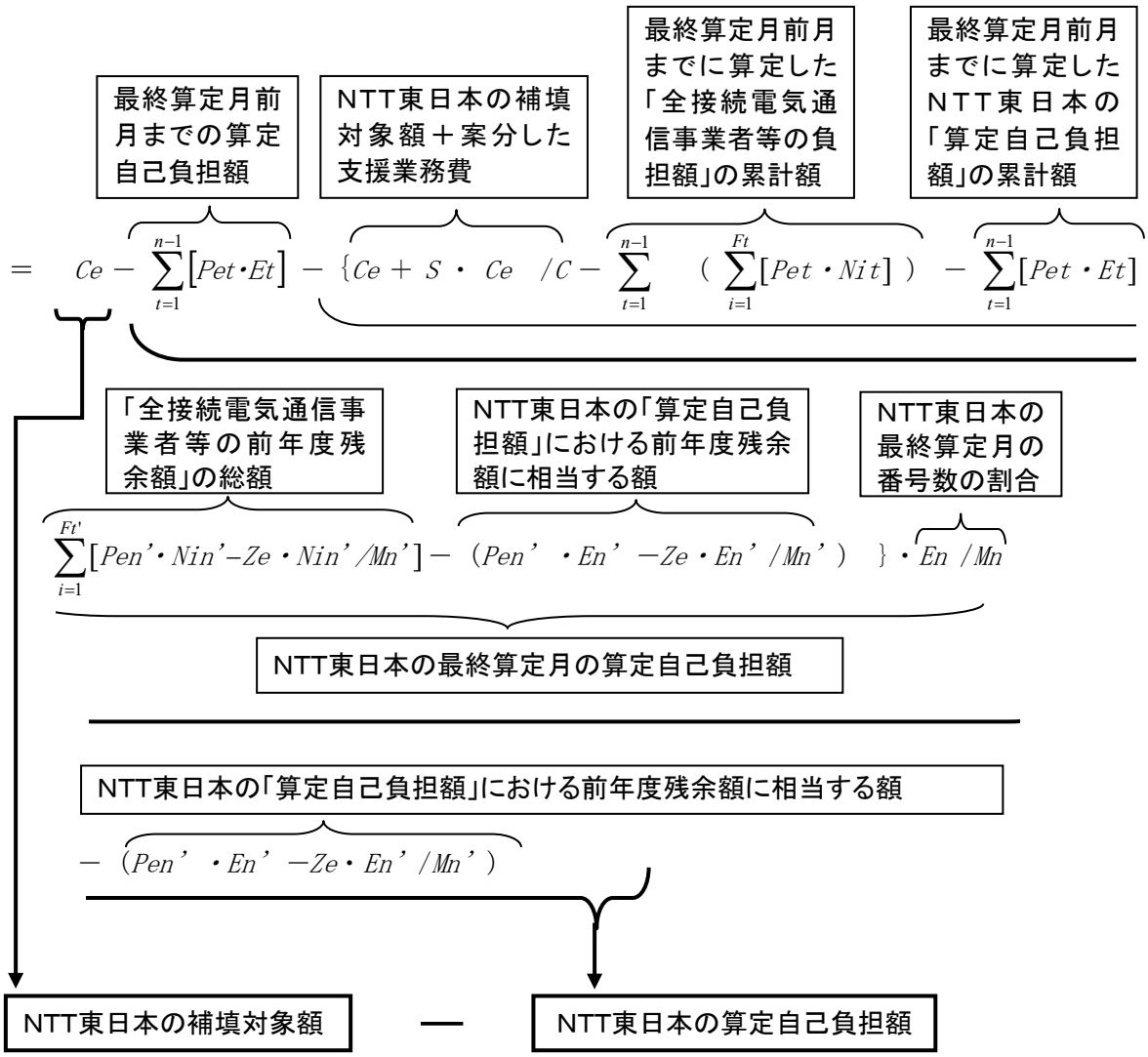
＜参考＞

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請（一般社団法人電気通信事業者協会、ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本）

（参考）第一種交付金の額及び第一種負担金の額に関する算定式

１　第一種交付金の額

（１）ＮＴＴ東日本に対する第一種交付金の額



*C*は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,335,899,496 円〕

*Ce*は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,812,271,108 円〕

*S*は、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕

*n*は、最終算定月〔＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕

*t*は、各月（令和９年１月予定～最終算定月）

*Et*は、*t*月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

*En*は、*n*月（最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

*Ft*は、*t*月の負担事業者数

*Nit*は、*t*月における *i*番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（iは、1～Ftまでの整数値をとる）

Mnは、n月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Petは、t月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749円／月・番号〕

n'は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t'は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）

Et'は、t'月のNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En'は、n'月（前年度の最終算定月）のNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（iは、1～Ft'までの整数値をとる）

Nin'は、n'月（前年度の最終算定月）におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（iは、1～Ft'までの整数値をとる）

Mn'は、n'月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet'は、t'月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.17381252円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.17145393円／月・番号〕

Pen'は、n'月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zeは、前年度の最終算定月において、NTT東日本株式会社の補てん対象額とNTT東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

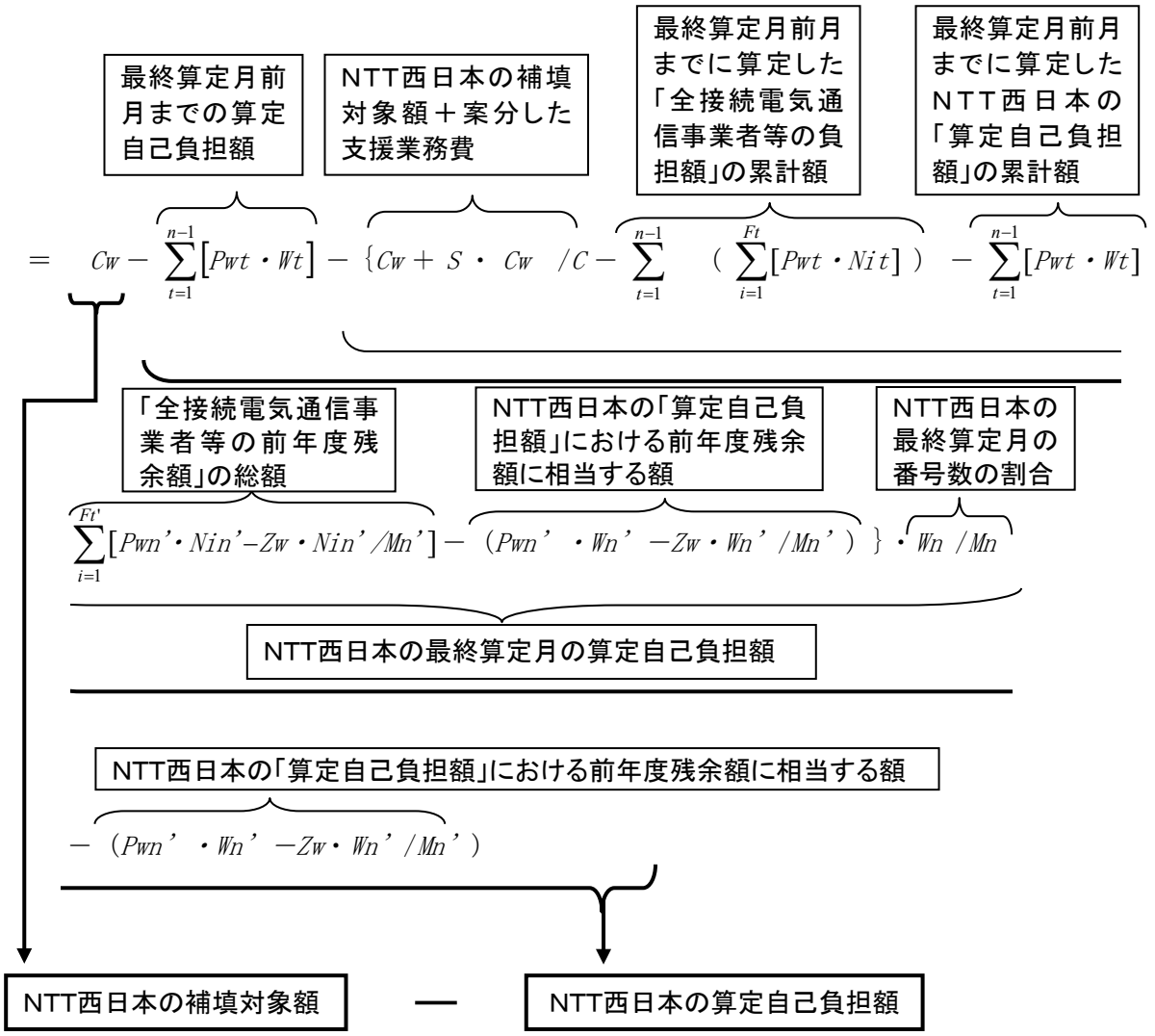
$$〔＝Ce'＋S'・Ce'/C'－\sum_{t'=1}^{n'-1}（\sum_{i=1}^{Ft'}[Pet'・Nit']）－\sum_{t'=1}^{n'-1}[Pet'・Et']〕$$

C'は、前年度のNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440円〕

Ce'は、前年度のNTT東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712円〕

S'は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279円〕

（２）ＮＴＴ西日本に対する第一種交付金の額



*C*は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,335,899,496 円〕

*Cw*は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,523,628,388 円〕

*S*は、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕

*n*は、最終算定月〔＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕

*t*は、各月（令和９年１月予定～最終算定月）

*Wt*は、*t*月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

*Wn*は、*n*月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

*Ft*は、*t*月の負担事業者数

*Nit*は、*t*月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i*は、1～*Ft*までの整数値をとる）

*Mn*は、*n*月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、*t* 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）

Wt' は、*t'* 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、*t'* 月の負担事業者数

Nit' は、*t'* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）

Nin' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）

Mn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、*t'* 月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82618748 円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82854607 円／月・番号〕

Pwn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の番号単価

*Zw*は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

〔$=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']$ 〕

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

（３）算出に係る留意点

① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第５条第２項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

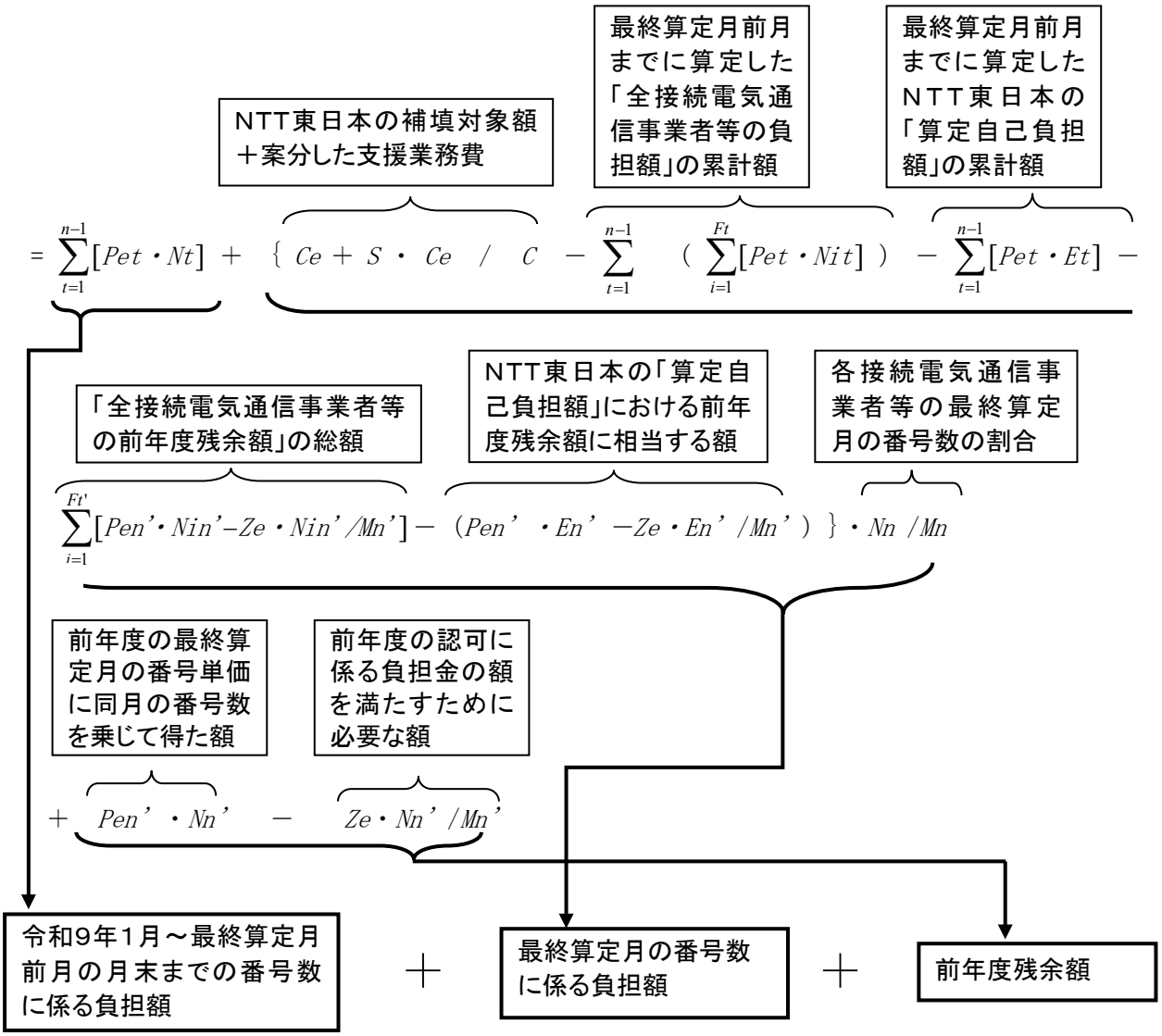
② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

③ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和８年１２月）から変更となる場合、ｔにおいて「令和９年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

２　第一種負担金の額

（１）　ＮＴＴ東日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額



Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,335,899,496 円〕

Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,812,271,108 円〕

Sは、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕

nは、最終算定月〔＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和９年１月予定～最終算定月）

Etは、t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t 月の負担事業者数

Nitは、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（iは、1～Ft までの整数値をとる）

Ntは、t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（*Nt* は、N_1t，N_2t，…，$N_{Ft}t$ のうちの対応する値）

Nn は、*n* 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（*Nn* は、N_1n，N_2n，…，$N_{Ft}n$ のうちの対応する値）

Mn は、*n* 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、*t* 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）

Et' は、*t'* 月のNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）のNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、*t'* 月の負担事業者数

Nit' は、*t'* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）

Nin' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）

Nn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（*Nn'* は、N_1n'，N_2n'，…，$N_{Ft}n'$ のうちの対応する値）

Mn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、*t'* 月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17381252 円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.17145393円／月・番号〕

Pen' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT東日本株式会社の補てん対象額とNTT東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

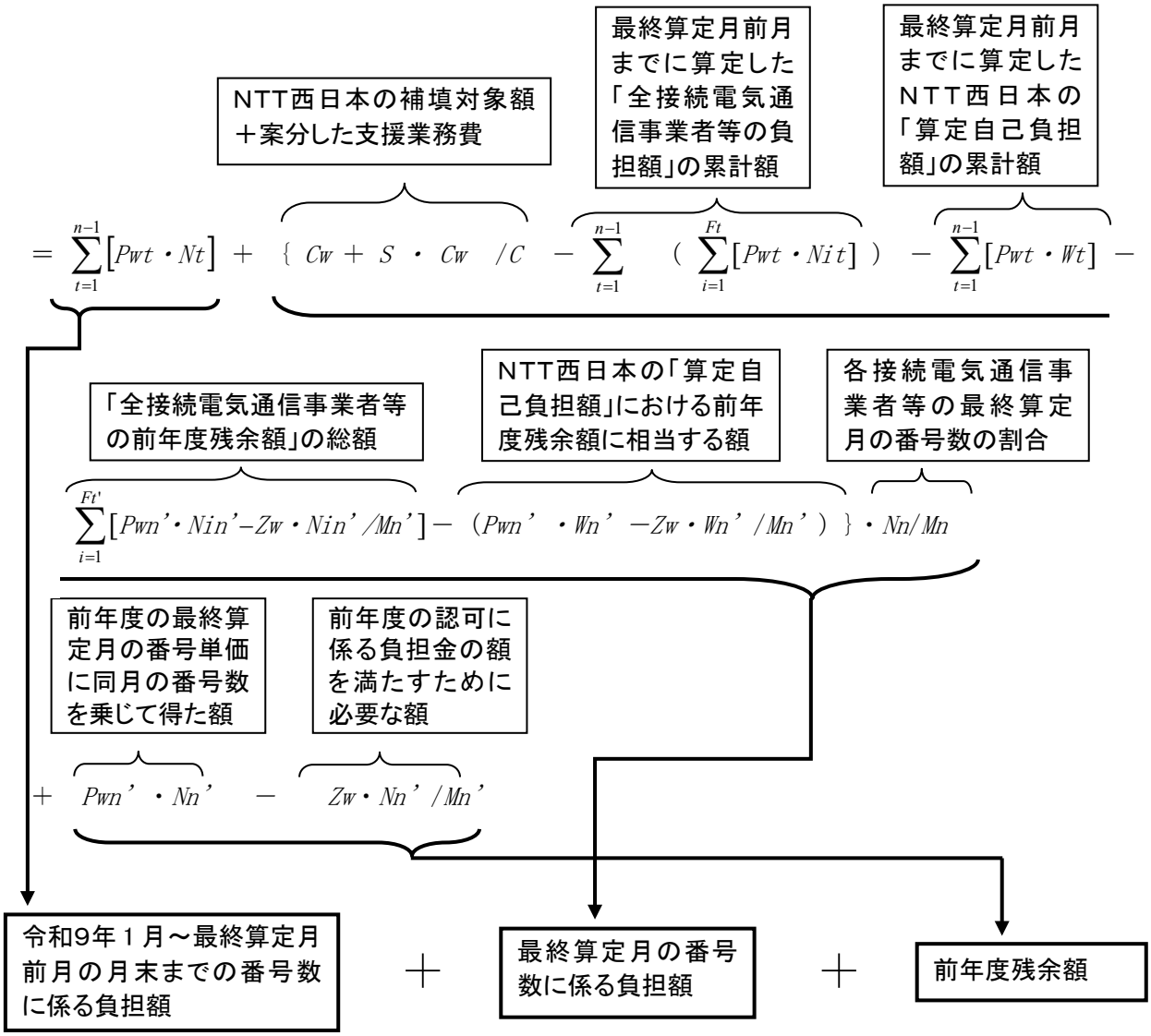
$$〔＝Ce' ＋S' ・Ce' /C' －\sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'}[Pet' ・ Nit']）－\sum_{t'=1}^{n'-1}[Pet' ・ Et']〕$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Ce' は、前年度のNTT東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

（２）　ＮＴＴ西日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額



$$= \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft}[Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'}[Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

*C*は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,335,899,496 円〕

*Cw*は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,523,628,388 円〕

*S*は、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕

*n*は、最終算定月（＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ。）

*t*は、各月（令和９年１月予定～最終算定月）

*Wt*は、*t*月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

*Ft*は、*t*月の負担事業者数

*Nit*は、*t*月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i*は、1～*Ft*までの整数値をとる）

*Nt*は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*Nt*は、N_1t, N_2t, …, $N_{Ft}t$ のうちの対応する値をとる）

*Nn*は、*n*月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nn*は、N_1n，N_2n，…，$N_{Ft}n$のうちの対応する値）
*Mn*は、*n*月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
*Pwt*は、*t*月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251円／月・番号〕
*n'*は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
*t'*は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）
*Wt'*は、*t'*月のNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
*Wn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）のNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
*Ft'*は、*t'*月の負担事業者数
*Nit'*は、*t'*月における*i*番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i*は、1～*Ft'*までの整数値をとる）
*Nin'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）における*i*番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i*は、1～*Ft'*までの整数値をとる）
*Nn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nn'*は、N_1n'，N_2n'，…，$N_{Ft}n'$のうちの対応する値）
*Mn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
*Pwt'*は、*t'*月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.82618748円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.82854607円／月・番号〕
*Pwn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の番号単価
*Zw*は、前年度の最終算定月において、NTT西日本株式会社の補てん対象額とNTT西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Cw'＋S'・Cw'/C'－\sum_{t'=1}^{n'-1}（\sum_{i=1}^{Ft'}[Pwt'・Nit']）－\sum_{t'=1}^{n'-1}[Pwt'・Et']〕$$

*C'*は、前年度のNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440円〕
*Cw'*は、前年度のNTT西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728円〕
*S'*は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279円〕

（３）算出に係る留意点

① 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

② 各適格電気通信事業者における第一種負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

③ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

④ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和８年１２月）から変更となる場合、ｔにおいて「令和９年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

ＴＣＡ支－４３４
令和８年９月１８日

総　務　大　臣
藤井 比早之 殿

郵 便 番 号　１０１－００５２
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住　　所　東京都千代田区神田小川町一丁目１０
興信ビル２Ｆ
いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名　一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう　みやかわ じゅんいち
会長　宮川　潤一

電気通信事業法第１０９条第１項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　第一種交付金の額

NTT 東日本株式会社に対する
第一種交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft}[Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'}[Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,335,899,496 円〕
Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,812,271,108 円〕
Sは、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕
nは、最終算定月〔＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
tは、各月（令和９年１月予定～最終算定月）
Etは、t月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Enは、n月（最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、*t* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i* は、1～*Ft* までの整数値をとる）
Mn は、*n* 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pet は、*t* 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749 円／月・番号〕
n' は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
t' は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）
Et' は、*t'* 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
En' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft' は、*t'* 月の負担事業者数
Nit' は、*t'* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）
Nin' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）
Mn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pet' は、*t'* 月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17381252 円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17145393 円／月・番号〕
Pen' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の番号単価
Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Ce' ＋S' ・ Ce' / C' － \sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' ・ Nit']） － \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' ・ Et'] 〕$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕
Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712 円〕
S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

NTT 西日本株式会社に対する
第一種交付金の額

$$= \quad Cw - \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw \ / C - \sum_{t=1}^{n-1} \quad (\sum_{i=1}^{Ft}[Pwt \cdot Nit]) \ - \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Wt] -$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'}[Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Wn / Mn$$

$$- (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')$$

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,335,899,496 円〕
Cwは、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,523,628,388 円〕
Sは、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕
nは、最終算定月〔＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
tは、各月（令和９年１月予定～最終算定月）
Wtは、t月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Wnは、n月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ftは、t月の負担事業者数
Nitは、t月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（iは、1～Ftまでの整数値をとる）
Mnは、n月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pwtは、t月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251 円／月・番号〕
n'は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
t'は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）
Wt'は、t'月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Wn'は、n'月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft'は、t'月の負担事業者数
Nit'は、t'月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（iは、1～Ft'までの整数値をとる）
Nin'は、n'月（前年度の最終算定月）における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（iは、1～Ft'までの整数値をとる）
Mn'は、n'月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、*t'* 月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82618748 円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.82854607 円／月・番号〕

Pwn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の番号単価

*Zw*は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Cw' ＋S' ・ Cw' / C' －\sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'}[Pwt' ・ Nit']）－\sum_{t'=1}^{n'-1}[Pwt' ・ Wt']〕$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

※　各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３%）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第５条第２項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※　端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

　また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※　前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和８年１２月）から変更となる場合、ｔにおいて「令和９年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

２　交付方法

(1)　交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2)　第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の３箇月後から最終算定月の３箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の３箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」に係るものとする。

⑶　第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

⑷　各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の３箇月後から最終算定月の２箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の３箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　（第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額　－　前年度の最終算定月の３箇月後から最終算定月の２箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額）

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第５条第２項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

⑸　第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一号算定等規則第２２条第１項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の

発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第２項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

⑹　第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること

② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。

③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）

④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

３　その他

第一号算定等規則第３条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

ＴＣＡ支―４３５
令和８年９月１８日

総　務　大　臣
藤井 比早之 殿

郵 便 番 号　１０１－００５２
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住　　所　東京都千代田区神田小川町一丁目１０
興信ビル２Ｆ
いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名　一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう　みやかわ じゅんいち
会長　　宮川　潤一

電気通信事業法第１１０条第２項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）
以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定
①　前年度の電気通信事業収益が１０億円を超える事業者
②　令和８年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「第一号算定等規則」という。）別表第１１に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

NTT 東日本株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Nt] + \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft}[Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] -$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'}[Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin'/Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En'/Mn')\} \cdot Nn/Mn$$

$$+ Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn'/Mn'$$

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,335,899,496 円〕
Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,812,271,108 円〕
Sは、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕
nは、最終算定月〔＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ〕
t は、各月（令和９年１月予定～最終算定月）
Etは、t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ftは、t 月の負担事業者数
Nitは、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（i は、1～Ft までの整数値をとる）
Ntは、t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（Ntは、N_1t, N_2t, …, $N_{Ft}t$ のうちの対応する値）
Nnは、n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（Nnは、N_1n, N_2n, …, $N_{Ft}n$ のうちの対応する値）
Mnは、n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Petは、t 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20338749 円／月・番号〕
n'は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
t'は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）
Et'は、t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
En'は、n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft'は、t' 月の負担事業者数
Nit'は、t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（i は、1～Ft' までの整数値をとる）
Nin'は、n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（i は、1～Ft' までの整数値をとる）
Nn'は、n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（Nn'は、N_1n', N_2n', …, $N_{Ft}n'$ のうちの対応する値）
Mn'は、n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pet'は、t' 月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.17381252 円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気

通信番号に適用する番号単価は 1.17145393 円／月・番号〕
Pen' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Ce' ＋S' ・ Ce' / C' － \sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' ・ Nit'] ） － \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' ・ Et'] 〕$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕
Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712 円〕
S' は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

NTT 西日本株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt ・ Nt] ＋ ｛ Cw ＋ S ・ Cw / C － \sum_{t=1}^{n-1} （ \sum_{i=1}^{Ft} [Pwt ・ Nit] ） － \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt ・ Wt] －$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' ・ Nin' － Zw ・ Nin' / Mn'] － （Pwn' ・ Wn' － Zw ・ Wn' / Mn' ） ｝・ Nn / Mn$$

$$＋ Pwn' ・ Nn' － Zw ・ Nn' / Mn'$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,335,899,496 円〕
Cw は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,523,628,388 円〕
S は、支援業務費の額〔＝39,791,785 円〕
n は、最終算定月（＝令和９年１２月予定。以下、この計算式において同じ。）
t は、各月（令和９年１月予定～最終算定月）
Wt は、*t* 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft は、*t* 月の負担事業者数
Nit は、*t* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i* は、1～*Ft* までの整数値をとる）
Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nt* は、N_1t, N_2t, …, $N_{Ft}t$ のうちの対応する値をとる）

*Nn*は、*n*月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nn*は、N_1n, N_2n, …, $N_{Ft}n$のうちの対応する値）
*Mn*は、*n*月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
*Pwt*は、*t*月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.79661251円／月・番号〕
*n'*は、前年度の最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
*t'*は、前年度の各月（令和８年１月～前年度の最終算定月）
*Wt'*は、*t'*月のNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
*Wn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）のNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
*Ft'*は、*t'*月の負担事業者数
*Nit'*は、*t'*月における*i*番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i*は、1～*Ft'*までの整数値をとる）
*Nin'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）における*i*番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i*は、1～*Ft'*までの整数値をとる）
*Nn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nn'*は、N_1n', N_2n', …, $N_{Ft}n'$のうちの対応する値）
*Mn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
*Pwt'*は、*t'*月の番号単価〔令和８年１月～令和８年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.82618748円／月・番号、令和８年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.82854607円／月・番号〕
*Pwn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の番号単価
*Zw*は、前年度の最終算定月において、NTT西日本株式会社の補てん対象額とNTT西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Cw' ＋S' ・ Cw' / C' − \sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' ・ Nit']） − \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' ・ Et'] 〕$$

*C'*は、前年度のNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440円〕
*Cw'*は、前年度のNTT西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728円〕
*S'*は、前年度の支援業務費の額〔＝65,052,279円〕

※　各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※　各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※　端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※　前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和８年１２月）から変更となる場合、ｔにおいて「令和９年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

２　徴収方法

⑴　納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

⑵　第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

①　各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

②　第一種負担金の納付期限

③　第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3)　第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の２５日までとする。

(4)　延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5)　第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

３　その他

第一号算定等規則第３条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

ＴＣＡ支－４１５
令和８年９月１８日

総　務　大　臣
藤井 比早之 殿

郵便番号　１０１－００５２
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住　　所　東京都千代田区神田小川町一丁目
１０番地　興信ビル２Ｆ
いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名　一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう　みやかわ　じゅんいち
会長　宮川　潤一

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金第一号算定等規則（平成１４年６月１９日総務省令第６４号）第３条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいのでよろしく取り計らい願います。

○ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金第一号算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第５条（第一種交付金の額の算定方法等）及び第 27 条（第一種負担金の額の算定方法等）関連

第一号算定等規則第５条及び第 27 条に定める第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定について、第一種適格電気通信事業者であるＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社（以下単に「ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社」という。）が、ＮＴＴ西日本株式会社において電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に関連する設備の応急復旧に係る費用等を含めて届出した第一号基礎的電気通信役務原価を用いて算定すること。

（理由）

ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社は、基礎的電気通信役務支援機関である当協会（以下「支援機関」という。）に対し、令和８年８月 31 日付で電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 109 条第２項に基づき第一種交付金の額を算定するための資料として前年度の原価等を届け出ている。

当該届出においては、第一号基礎的電気通信役務原価について、次の理由により、災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に関連する設備の応急復旧に係る費用等を含めて算定し、これについて、総務大臣に対し、第一号算定等規則第３条の規定に基づく許可申請を行っている。

［ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社の許可申請の理由］

- 災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の応急復旧に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。
- 今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定することとしたい。

支援機関は、このＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社による原価を用いて第一種交付金及び第一種負担金の額を算出していることから、同様の許可申請を行うもの。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

東経営第 000200000929 号
２０２６年８月３１日

総 務 大 臣
林　　芳 正 殿

郵便番号　１６３-８０１９
トウキョウトシンジュククニシシンジュク
住所 東京都新宿区西新宿 3-19-2

名称及び代表者の氏名
エヌティティヒガシニホンカブシキカイシャ
ＮＴＴ東日本株式会社
シブタニ　ナオキ
代表取締役社長　澁谷　直樹

登録年月日及び登録番号
平成１６年４月１日　第 233 号

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成１４年６月１９日総務省令第６４号）第３条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

○第１５条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第１６条（設備管理運営費の算定）、第１７条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）及び第１８条（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）関連

第１５条、第１６条、第１７条及び第１８条に定める第一号基礎的電気通信役務原価について、NTT 西日本株式会社において電気通信事業会計規則別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定すること。

（理由）

災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。

そのため、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定したもの。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

企営第 155500001045 号
２０２６年８月３１日

総 務 大 臣
林　　芳 正 殿

郵便番号　534-0024
住所　大阪府大阪市都島区東野田町４丁目
15 番 82 号

名称及び代表者の氏名
ＮＴＴ西日本株式会社
代表取締役社長　北村　亮太

登録の番号及び年月日
第 234 号　　平成 16 年４月１日

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成１４年６月１９日総務省令第６４号）第３条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

○第１５条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第１６条（設備管理運営費の算定）、第１７条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）及び第１８条（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）関連

第１５条、第１６条、第１７条及び第１８条に定める第一号基礎的電気通信役務原価について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定すること。

(理由)

災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。

そのため、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定したもの。